

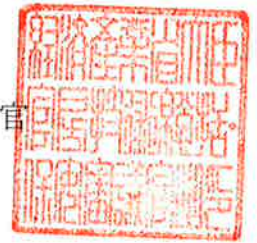
経済産業省

20201218保局第1号

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年12月25日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて等の一部を改正する規程

1. 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（20180222保局第4号）の一部を次のように改正する。

参考様式第1中「（輸入者の氏名又は名称） 印」を「（輸入者の氏名又は名称）」に改める。

参考様式第2中「一般高圧ガス保安規則第2条第二項」を「一般高圧ガス保安規則第2条第2項」に、「（輸入者の氏名又は名称） 印」を「（輸入者の氏名又は名称）」に改める。

参考様式第3及び参考様式第4中「（輸入者の氏名又は名称） 印」を「（輸入者の氏名又は名称）」に改める。

2. 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）の一部を次のように改正する。

様式1及び様式2中「代表者 氏名 ㊟」を「代表者 氏名」に改め、備考3を削る。

様式5中「代表者 氏名 ㊟」を「代表者 氏名」に改め、備考4を削る。

様式6中「代表者 氏名 ㊟」を「代表者 氏名」に改める。

様式9中「代表者 氏名 ㊟」を「代表者 氏名」に改め、備考3を削る。

3. 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（20180323保局第11号）の一部を次のように改正する。

別紙2中「代表者 氏名 印」を「代表者 氏名」に改める。

4. 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2及び様式第3中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改める。

様式第4中「事業所の責任者の職氏名 印」を「事業所の責任者の職氏名」に改める。

様式第5、様式第6、様式第7、様式第7の2、様式第8及び様式第9中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改める。

5. 高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（20190314保局第2号）の一部を次のように改正する。

別添1様式第5、別添2様式第5及び別添3様式第5中「当該部門の責任者 印」を「当該部門の責任者」に改める。

6. 高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（20190606保局第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第2及び様式第3中「代表者 印」を「代表者」に改める。

7. 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（20190606保局第11号）の一部を次のように改正する。

本文2.（2）中「平成3年7月4日付3立局第214号又は」を「平成3年7月4日付3立局第214号若しくは」に、「平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達若しくは」を「平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達、」に、「平成9年3月28日付平成09・03・27立局第2号の通商産業省立地公害局長通達」を「平成9年3月28日付平成09・03・27立局第2号の通商産業省立地公害局長通達又は平成28年11月1日付20161025商局第5号の経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達」に改める。

別紙2の1. 中「0.8MPa」を「0.8MPa（液化フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあっては2.1MPa）」に改める。

様式第2の輸入者確認欄中「告示第4条第2号ヌ」を「告示第4条第2号ル」に改める。

様式第3の輸入者確認欄中「告示第4条第3号チ、リ及びル」を「告示第4条第3号チ、リ又はル」に改める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。